

議 案 説 明 書

【 5 月 2 1 日開催分】

令和 8 年 6 月定例会

令和 8 年生駒市議会第 5 回(6 月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和 8 年 5 月 2 1 日 (木) 午後 1 時

2 場 所 第 1 会議室

3 説明議案等

報告第 5 号	令和 7 年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書
報告第 6 号	令和 7 年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書
報告第 7 号	令和 7 年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書
議案第 36 号	令和 8 年度生駒市一般会計補正予算 (第 1 回)
議案第 37 号	生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 38 号	生駒市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 39 号	篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 40 号	生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 41 号	訴訟上の和解について
議案第 42 号	市道路線の認定について

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

経営企画部長	鍬田明年	総務部長	井上博司	財務部長	川島健司
地域活力創生部長	坂谷 操	福祉部長	後藤治彦	子育て健康部長	岡村匡祐
建設部長	岡村祥宏	都市整備部長	有山将人	消 防 長	金田和彦
教育部長	松田 悟	生涯学習部長	南口嘉子		

報告第5号 令和7年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

【経営企画部】

款総務費、項総務管理費の「物価高騰対応くらし支援事業」は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、商品券を市民に配布する事業で、7億9611万円を繰越ししています。

同じく総務管理費の「防災経費」は、内閣府の令和7年度補正予算において創設された「地域未来交付金」を活用し、災害発生初動期の避難所生活の質の向上と、衛生環境の維持を図るもので、具体的には、段ボールベッドやテント式パーティション、蓄電池等の購入とそれを保管するための防災倉庫の整備費として、4813万4000円全額を繰り越したものです。

【総務部】

款総務費、項総務管理費、事業名「庁舎管理費」で、市役所庁舎の空調設備部品取替え作業において、令和7年9月1日に契約を締結し、空調機の作動の少ない時期の施工に向けて準備を進めていたところ、交換対象部品のいくつかに調達の遅れが生じ、令和7年度中に完了することができなくなったことから、繰越明許額550万8000円に対して、550万7260円を繰り越したものです。

なお、事業完了は令和8年11月を予定しています。

続いて、款土木費、項土木管理費、事業名「地域公共交通活性化事業」で、バス路線「富雄庄田線」におけるバス停留所の利用環境を向上させ、路線バスの利用促進を図ることを目的として、バス停上屋等の設置に要する費用を補助する富雄庄田線バス停上屋等整備補助金について、当該上屋の設置に向けた関係機関との調整に時間を要し、令和7年度に完了することができなくなったことから、繰越明許額と同額の440万1000円を繰り越したものです。

【地域活力創生部】

款総務費、項総務管理費、事業名「市民参画協働推進事業」について、地域未来交付金を活用した「新しい地域コミュニティ構築推進事業」に要する費用として、4002万8000円を繰り越したものです。

款産業経済費、項農業費、事業名「土地改良事業」について、全額県補助金を活用して、令和8年度に実施する「ため池豪雨耐性評価業務委託」に要する費用として、914万1700円を繰り越したものです。

次に、項商工費、事業名「商工業振興事業」について、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した「中小企業等賃上げ促進給付金事業」にかかる経費として繰越明許費と同額の8306万1000円を繰り越したものです。

【福祉部】

款民生費、項社会福祉費の「介護保険円滑導入事業」において、国が提供する「ケアプランデータ連携システム」の導入・活用を支援し、介護現場の負担軽減を図る事業ですが、事業実施が令和8年度になることから、850万円全額を繰

越しました。

「介護保険事業」において、奈良県が実施する介護サービス事業所、施設における光熱費等高騰対策一時支援事業について、公立公営、公立民営施設は県の給付対象から除外されていることから、介護老人保健施設指定管理者に対する支援を市単独事業として実施するものですが、事業実施が令和８年度になることから、４７８万２０００円全額を繰越しました。

款民生費、項生活保護費の「生活保護事務費」において、生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判所判決に伴う追加給付を令和８年４月以降に実施することから、システム改修以外の事務費として、４０３万６０００円を繰越しました。

また、「生活保護扶助費」において、先ほどの最高裁判決に伴う追加給付を令和８年度内に行うため、３５４６万６０００円全額を繰越しました。

【子育て健康部】

款衛生費、項保健衛生費、事業名「病院事業」について、令和８年２月臨時会において議決された、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して生駒市立病院に対する光熱費及び入院患者の食材料費の支援に要する経費として、繰越明許費と同額の１８１０万２０００円を繰越しました。

【建設部】

款土木費、項道路橋梁及び河川費、「道路橋梁維持補修費」については、西村線法面補修工事及び工事に伴う電柱等の移設補償において、合わせて２４７７万９８７３円の繰越額となっています。

なお、繰越明許費が当初３０７８万円に対して減額となった理由は、補助事業での事業間調整を図ったことによるものです。

次に、「橋梁予防保全事業」については、市内の橋梁定期点検業務において、２７９万５０００円の繰越額となっています。

なお、繰越明許費が当初５００万円に対して減額となった理由は、補助事業での事業間調整を図ったことによるものです。

次に、「道路新設改良事業」については、谷田小明線他道路改良工事において、４７００万円の繰越額となっています。

次に、「河川水路改修事業」については、生駒市流域関連公共下水道壱分町３０８号線工事に伴う既設雨水人孔の鉄蓋入替工事に係る費用において、１４万６０００円の繰越額となっています。

続いて、款土木費、項都市計画費、「公園整備事業」については、「生駒山麓公園大型複合遊具更新工事に伴う測量業務委託」において、２０１万３０００円の繰越額となっています。

【都市整備部】

款土木費、項都市計画費、「北部地域整備促進事業」について、学研高山地区第

2工区のまちづくり委託料として、「学研高山地区南エリア事業計画案作成等業務」及び「学研高山地区南エリア環境調査等業務」を合わせて、4752万円の繰越明許費の承認がされており、繰越額が同額となったことを報告します。

【消防本部】

款消防費、項消防費、事業名「消防施設等整備事業」です。

この事業の経費の内訳としては、まず、1点目、消防車両整備事業として、緊急車両となる消防ポンプ自動車・火災原因調査車・小型動力ポンプ付積載車の3台の更新整備について、契約金額に基づき清算した上で、7847万5000円を繰越したものです。

次に、2点目、奈良市生駒市消防指令センター通信指令システム更新整備事業として、通信指令システム更新整備事業負担金について、令和7年度に支払った調達支援業務に係る負担金を除いた1億626万8000円を繰越したものです。

最後に、3点目、藤尾町地内耐震性貯水槽設置事業として、工事請負費について、工事を進める過程において追加での費用が必要な個所が判明したことから、157万9000円を流用し、2807万9000円を繰越明許するものです。

本事業は、令和8年4月28日に工事の完成検査を完了しており、既に消防水利として使用可能な状況となっています。

【教育部】

款民生費、項児童福祉費の事業名「子育て応援手当支給事業」は、国の物価高対応の事業として、子育て世帯に、0歳から18歳までの子ども1人当たり2万円を支給するもので、令和8年3月31日までの出生の子どもも対象とすることと、公務員は申請に基づき支給することから、令和8年4月以降にも給付することになるため、繰越明許費6763万7000円のうち、1627万7000円を繰り越したものです。

次に、事業名「物価高対応ひとり親家庭等応援手当支給事業」は、奈良県の「ひとり親家庭への支援策」として、児童扶養手当受給世帯に、子ども1人当たり2万円を支給するもので、県から本市への費用交付が令和8年4月以降となることと、令和8年2月分受給世帯が対象であるため支給が令和8年6月になることから、繰越明許費と同額の1870万円を繰り越したものです。

続いて、款教育費、項教育総務費、事業名「学びの多様化学校整備事業」について、学びの多様化学校整備において、国の補正予算に伴う前倒しとなったことから、繰越明許費1億6664万5000円のうち、1億6329万5000円を繰り越したものです。

次に、事業名「生駒南小学校・中学校整備事業」について、関係各所との協議、設計の見直しに不測の日数を要したことで、年度内完了が困難となったことから3億804万7000円と、また、用地購入事業について、地権者との売買交渉に時間を要したことから1250万円の、合計3億2054万7000円を繰り

越したものです。

次に、項小学校費、事業名「小学校施設管理費」については、鹿ノ台小学校及び生駒東小学校エアコン取替工事において、空調機器の納品に時間を要したため、年度内完了が困難となったことから、繰越明許費と同額の1757万2000円を繰り越したものです。

次に、項中学校費、事業名「中学校施設管理費」については、大瀬中学校4教室LED化工事において、照明器具の納品に時間を要したため、年度内完了が困難となったことから、繰越明許費と同額の424万6000円を繰り越したものです。

次に、事業名「中学校施設整備事業」については、上中学校長寿命化改修事業において、国の交付金内示が想定より遅れたことから、繰越明許費と同額の9億9717万6000円を繰り越したものです。

【生涯学習部】

款教育費、項社会教育費、「生涯学習施設整備事業」については、芸術会館美楽来鉛蓄電池更新について、328万7000円を繰り越したものです。

次に、款教育費、項社会教育費、「コミュニティセンター整備事業」については、生駒セイセイビル地下1階及び3階部分の照明器具LED化改修工事において、1370万9000円を繰り越したものです。

同じく、款教育費、項社会教育費、「体育施設整備事業」については、生駒市総合公園体育施設測量業務、生駒北スポーツセンター及びむかいやま公園体育施設トイレ改修工事において、6857万4000円を繰り越したものです。

最後に、款教育費、項社会教育費、「図書館施設整備事業」については、生駒市図書館リニューアル工事に伴う家具製造委託業務及び家具製造監理業務において、2882万円を繰り越したものです。

報告第6号 令和7年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書

【建設部】

款資本的支出、項建設改良費、事業名「新設改良事業」については、生駒市流域関連公共下水道小明町41号線、辻町275号線、壺分町308号線及び生駒市大規模下水道管路重点調査に伴う管渠更生設計業務に要する費用として、合わせて1億4900万円を繰り越すものです。

繰越理由について、工事においては、関係機関や地元との協議に不測の日数を要したこと、業務においては、国の補正予算を用いて追加執行したことによるものです。

報告第7号 令和7年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書

【子育て健康部】

款資本的支出、項建設改良費、事業名「生駒市立病院施設整備事業」については、令和7年度予算において継続費を設定した3億2450万円のうち、令和7年度

中に支払義務が発生した2123万円を除いた、残額3億327万円を令和8年度に逡次繰越ししたものです。

本件繰越しに関しては、令和6年12月に奈良県から病床配分を受け、進めている生駒市立病院の病床増床に係る整備工事に要する費用で、設計は令和7年度末までに完了しましたが、工事着手が令和8年度になることから繰り越したものです。

議案第36号 令和8年度生駒市一般会計補正予算（第1回）

【子育て健康部】

高齢者インフルエンザワクチン接種について、令和8年秋から、従来の標準量ワクチンに加えて、75歳以上の方を対象に、高用量ワクチンを定期接種に用いることが国の審議会において承認されたところです。

今般、厚生労働省から高用量インフルエンザワクチン価格等の接種費用の見込額が示されたことから、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費において、4587万円の増額補正を行うもので、高用量ワクチン接種者数を1万人と見込んで、委託料の不足分を計上するものです。

なお、自己負担金については、標準量ワクチンは1600円、高用量ワクチンは3000円としており、歳入として、款21諸収入、項4雑入、目4雑入において、予防接種個人負担金720万円の増額補正を計上するものです。

議案第37号 生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

【経営企画部】

本案は、令和9年4月1日付で行政組織の改編を行い、スマートシティ実現を見据えて、将来的な視点を持って事業を着実に進めていく体制整備を図るため、新たにスマートシティ推進部を設置するものです。

財務部と地域活力創生部の間にスマートシティ推進部を設置し、スマートシティ及びデジタル化の推進に関すること、情報システムの運用管理に関することを所管します。

また、デジタルイノベーション推進課については、今回設置するスマートシティ推進部がデジタルイノベーション推進課の所管する事務を所掌することに伴い、削除します。

最後に、本条例の施行日については、令和9年4月1日です。

議案第38号 生駒市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【総務部】

本条例については、令和8年4月1日に国家公務員等の旅費支給規程（財務省令）が改正され、宿泊費基準額について一部見直しが行われたことに伴い、生駒市職員等の旅費に関する条例の一部を改正するものです。

宿泊費基準額は、毎年度、実勢価格等の調査結果を踏まえて改正されるもので、

生駒市においても、国に合わせる形で改正するものです。

各都道府県で基準額が決められていますが、今回の改正の主な概要は、宿泊基準額が特別職の職員で上がった都道府県は20県、下がった都道府県は21県、一般職の職員で上がった都道府県は27県、下がった都道府県は4県です。

変更額は、特別職の職員でマイナス6000円からプラス5000円、一般職の職員でマイナス3000円からプラス5000円です。

なお、施行日は令和8年7月1日からで、施行日以降の旅行命令に適用とします。

議案第39号 篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について

【子育て健康部】

第2条の表中の「市民のいのちを守る医療基金」について、現在整備を進めている生駒市立病院の産科・小児科病床の拡充に併せ、病院内のプレイルームのパーティション設置や子ども用遊具の購入に要する費用に充当することとしており、今年度末までに基金残高が無くなる予定であることから、同基金の項を削除するため、条例の一部を改正するものです。

施行期日は、令和9年4月1日です。

議案第40号 生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

【財務部】

この議案については、令和8年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」のうち、同日付けで専決処分による改正を行ったもの以外の箇所について、改正を行うものです。

主な改正内容として、まず市民税の改正について、1つ目は、「公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し」です。

個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲は、源泉徴収の対象となる公的年金等を有するもの等とされていますが、所得税と個人住民税の控除額に差があり、賦課決定に必要な情報が得られない場合が生ずることから、扶養親族等申告書の提出義務の範囲を拡大するものです。

施行期日は、令和9年1月1日です。

次に、2つ目の「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限の恒久化等」ですが、この特例のうち、スイッチOTC医薬品の購入対価に係る部分について、その適用期限を撤廃し、恒久化するものです。

施行期日は、令和9年1月1日です。

次に、3つ目の「住宅借入金特別税額控除の延長」ですが、所得税における住宅借入金特別税額控除の対象となる入居の期限が、令和12年12月31日まで延長されたことに伴い、個人住民税における同控除の適用年度について、令和25年度まで5年間延長するとともに、居住年の要件についても、令和12年まで延長するものです。

施行期日は、令和9年1月1日です。

次に、4つ目の「寄付金税額控除における特例控除額の特例」ですが、防衛特別所得税の創設に伴い、復興特別所得税の税率を引き下げ、その課税期間が令和29年まで10年間延長されることから、寄付金税額控除の特例分の割合の改正等を行うものです。

施行期日は、令和10年1月1日です。

次に、5つ目は「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例措置の見直し」ですが、この特例は、優良住宅地の造成等のために5年を超えて所有する土地を譲渡した場合に、長期譲渡所得の税率が軽減されるもので、譲渡した土地等が「地すべり防止区域等内」に存する場合は、この特例の適用ができないこととするものです。

施行期日は、令和10年1月1日です。

次に、6つ目の「特定暗号資産等に係る譲渡所得等に係る個人市民税の課税の特例」ですが、暗号資産取引によって生じた所得は、原則、雑所得として総合課税となっており、個人住民税については、他の所得と合わせて10%の税率により課税されていますが、他の所得と区分し、市が3%、県が2%の5%の税率で申告分離課税として見直すものです。

施行期日は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日です。

続いて、固定資産税の改正について、固定資産税の免税点において、家屋に係る免税点を、20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を150万円から180万円に、それぞれ引き上げるものです。

施行期日は、令和9年4月1日です。

最後に、上記以外に法令の改正による条文の整理等、所要の改正を行うものです。

議案第41号 訴訟上の和解について

【福祉部】

本件については、奈良地方裁判所令和6年（ワ）第213号国家賠償請求事件について、裁判所の和解勧告により、速やかな解決を図るため和解したく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。「当事者」は、原告が本市在住の個人で、被告が生駒市となります。「和解の概要」は、1「原告への謝罪」、2「再発防止策」、3「損害賠償請求権の放棄」、4「債権債務がないことの相互確認」、5「訴訟費用の各自負担」となっています。

「事件の概要等」の提訴日は令和6年5月30日で、概要は、生活保護受給者の精神障害者保健福祉手帳の失効に伴い、障害者加算を削除し、支給済みの障害者加算分の扶助費について、2回にわたる返還行為が違法であったとして、損害賠償を請求されたものです。

「請求の趣旨」ですが、原告から生駒市に対して、返還済みの障害者加算分相当額に慰謝料と弁護士費用を合わせた額を請求されています。訴訟費用は被告の負担とするとの判決並びに仮執行宣言を求められています。

なお、原告代理人からの申出を受け、令和6年6月17日に市は医療機関への調査を行い、同手帳失効期間中の病気の継続を確認したことから、同年10月25日に、返還済みの当該障害者加算分に利息を加えた費用を原告に対して返金しています。

「裁判の経過」、「障害者加算の削除、返還等の経緯」については、記載のとおりです。

議案第42号 市道路線の認定について

【建設部】

市道路線の認定について、奈良県管理である一級河川富雄川の河川管理道路をこの度市道に認定するものです。

①「切池出店線支線12号」です。

本路線は、生駒北小中学校の東側を流れる一級河川富雄川の左岸側に位置する、高山町地内の河川管理用通路ですが、この度、未舗装部を舗装するなど、地域の通学路として新たに整備を行い、市道として管理するため、道路を認定するものです。

以上、1路線の市道認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

議 案 説 明 書

【 6 月 2 日 開 催 分 】

令 和 8 年 6 月 定 例 会

令和 8 年生駒市議会第 5 回(6 月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和 8 年 6 月 2 日 (火) 午前 9 時 3 0 分

2 場 所 第 1 会議室

3 説明議案

議案第 46 号	財産の取得について
----------	-----------

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

消 防 長 金田和彦

議案第４６号 財産の取得について

【消防本部】

この財産は、令和８年度予算として議決された、配備後２０年が経過している消防団の消防ポンプ自動車の更新を行うものです。

車両と積載備品を含む購入で、生駒市物品・委託業者に登録されている消防車両の販売を取り扱う業者を対象に予定価格２９８６万５０００円で、５月１１日に事後審査型条件付一般競争入札を実施しました。

入札の結果、３者の応札があり、株式会社モリタ関西支店と２９６７万８０００円で契約するものです。なお、落札率は９９．３７％でした。

納入後、配備する消防団機動第４分団の消防団員を対象に装備品を含めた車両の説明と操作訓練を実施し、運用を開始する予定としています。

議 案 説 明 書

【 6 月 4 日開催分】

令和 8 年 6 月定例会

令和 8 年生駒市議会第 5 回(6 月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和 8 年 6 月 4 日 (木) 議会運営委員会休憩中

2 場 所 第 1 会議室

3 説明議案

議案第 47 号	令和 8 年度生駒市一般会計補正予算 (第 2 回)
議案第 48 号	生駒市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 49 号	生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 50 号	財産の取得について

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

総 務 部 長 井上博司 消 防 長 金田和彦 教 育 部 長 松田 悟

議案第 4 7 号 令和 8 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）

【教育部】

第 1 表債務負担行為補正の追加です。

上中学校の長寿命化改修にあたり、令和 7 年度 1 2 月に国の補助採択を受け、令和 8 年 2 月に入札を行いました。入札者がなく契約締結に至りませんでした。

そこで調査等を行い、1 期・2 期工事と 3 期工事を分けて発注することとし、今後、再度入札を行うことから、上中学校長寿命化改修工事（Ⅰ・Ⅱ期）において、1 3 億 3 4 0 2 万 5 0 0 0 円を、上中学校長寿命化改修工事監理業務（Ⅰ・Ⅱ期）において、2 2 4 9 万円を、それぞれ令和 9 年度の債務負担行為の設定をするものです。

議案第 4 8 号 生駒市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

【総務部】

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行により、令和 8 年 6 月 1 4 日から、外国人に個人番号カード（マイナンバーカード）と一体化された「特定在留カード」と「特定特別永住者証明書」が交付されることになりました。

これに伴い、印鑑証明書の交付申請に必要な個人番号カードに「特定在留カード」と「特定特別永住者証明書」を追加すること、印鑑証明書のコンビニ交付に必要な電子証明書が記録された個人番号カードの定義を電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に規定するものに変更すること、また、スマートフォンにマイナンバーカードの機能を搭載できるようになっていることから、本市の生駒市キオスク端末等によるサービスの提供に関する規則に規定している文言と同様に、移動端末設備（個人番号カードの情報が記録されたスマートフォン等）の規定を追加すること、以上のことから、条例を改正するものです。

説明資料の 3 は、在留カードとマイナンバーカードの一体化した「特定在留カード」のイメージで、中長期在留者は今までの在留カードかマイナンバーカードと一体化した特定在留カードを所持することとなります。

説明資料の裏面の 4 は、マイナンバーカードの情報が記録されたスマートフォンのイメージで、マイナンバーカードと同様にこのスマートフォンでコンビニでの証明書を取得することができます。

条例の施行期日は、公布の日です。

議案第 4 9 号 生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

【消防本部】

今回の条例の一部改正は、「国家公務員災害補償法」に基づき、「人事院規則第 3 1 条第 1 項（職員の災害補償）」に規定する葬祭補償の額が改定されたことにより、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」において、非常勤消防団員等が公務により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額が改正され

たことを受けて「生駒市消防団員等公務災害補償条例」の一部を改正するものです。

この条例は、消防団員や活動現場で消防・救急業務に協力していただいた消防作業従事者などの公務災害補償に関して定めているもので、改正となる条例第18条に規定する葬祭補償の定額部分の額については、基準とする政令及び条例（例）のとおり改正するもので、施行日は公布の日からとし、適用日は令和8年4月1日からとなります。

議案第50号 財産の取得について

【総務部】

本案については、窓口DXの推進と一体的に進めている、庁舎1階のオフィス改革に向け、新たに設置するカウンター、机、椅子、ロッカー、書棚等の什器の購入を行うものです。

購入にあたり、5月19日に事後審査型条件付き一般競争入札を行った結果、1者の入札があり、「株式会社 いなもり」が、税込み1億997万8000円で落札し、5月29日に仮契約を締結したものです。

なお、落札率は84.1%でした。